

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部 建設・技術課

法令名	建設業法			法令番号	昭和24年法律第100号			
手続名	建設業の事業承継に係る認可			根拠条項	第17条の2 第17条の3			
審査基準	<p>（譲渡及び譲受け並びに合併及び分割）</p> <p>第17条の2 建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 建設業者である法人が合併により消滅することとなる場合・・・において、合併消滅法人等が、あらかじめ当該合併について、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、合併存続法人又は合併により設立される法人は、当該合併の日に、合併消滅法人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合・・・において、分割被承継法人等が、あらかじめ当該分割について、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継法人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～7 略</p> <p>（相続）</p> <p>第17条の3 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、被相続人の死亡後30日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～5 略</p>							
	受付機関	土木事務所	処理機関	建設・技術課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	40日
						標準経由期間	一日	